

E i w a N e w s

2019年施行日前後の取引に係る
消費税率の適用関係 他

令和元年 10月
(No. 171)

10月1日より、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が開始されました。

本誌No. 159・161・167・170で軽減税率制度についてご紹介してきましたが、今回は2019年施行日前後の取引に係る税率の適用関係及びキャッシュレス・ポイント還元についてご紹介いたします。

[1] 2019年施行日（10月1日）を含む1年間の役務提供を行う場合

【具体例①】年ごとに役務提供が完了するサービスの料金を前受けする場合の適用税率

前提条件：・2019年9月1日に、同日から1年間の役務提供を行う契約を締結
・料金を年額で定めており、1年分の対価を受領している

役務提供契約が、その契約期間を1年間として料金を年額で定めており、その提供が年ごとに完了するものである場合には、その資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である2020年8月31日となるため、原則として新税率10%が適用されます。

ただし、1年分の対価を受領することとしており、中途解約時の未経過部分について返還の定めがない契約において、事業者が継続して1年分の対価を受領した時点の収益として計上している場合は、2019年9月30日までに収益として計上したものについて旧税率8%を適用して差し支えありません。

【具体例②】月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率

前提条件：・保守サービスの年間契約(月額〇〇円)
・月ごと(20日締め)に作業報告書を作成し、保守料金を請求

年間契約とされていますが、月ごとに役務提供が完了するものであることから、2019年9月21日から同年10月20日までの役務提供については、役務提供完了日の10月20日における税率である新税率10%が適用されます。

【具体例③】月ごとに役務提供が完了する保守サービスの料金を前受けする場合の適用税率

前提条件：・2019年10月1日以後1年間とする保守契約を同年9月30日までに締結
・同日までに一括して1年間の保守料金を前受け
・月額〇〇円として保守料金を定めている
・中途解約があった場合には、未経過期間分の保守料金を返還することとしている

保守料金が月額で定められており、その役務提供が月々完了するものについての前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に毎月の役務提供が完了するときであるため、2019年10月1日以後に役務提供が完了するものについては新税率10%が適用されます。

[2] 短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除

(1) 原則

法人税基本通達2-2-14（短期の前払費用）を適用した場合、消費税の課税仕入れ時期についてもその支出した日の属する課税期間においておこなったものとして取り扱います。

(2) 具体例

前提条件：・8月決算法人

- ・2019年8月に同年9月から1年間の保守契約を締結
- ・2019年8月中に1年分の保守料金を支払い
- ・保守料金は月極め
- ・2019年9月分は旧税率8%適用、2019年10月～2020年8月分は新税率10%適用

2019年8月期に係る消費税の申告は、旧税率8%適用分についてのみ仕入税額控除を行い、新税率10%適用分に係る消費税等相当額については、仮払金として翌期に繰越し、翌期に係る消費税の申告において新税率10%により、仕入税額控除を行います。

なお、2019年8月期に1年分の保守料金全額について旧税率8%により仕入税額控除を行うこともできます。この場合には、翌期において2019年10月～2020年8月分について、8%の税率による仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、改めて新税率10%により仕入税額控除を行うこととなります。

[3] キャッシュレス・ポイント還元

2019年10月1日から2020年6月末までの間、対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済で支払いをすると、最大で5%のポイント還元を受けられます。

下記マークがついたお店が対象店舗となります。



(1) 対象店舗

- ① 5%還元となるお店…中小・小規模の店舗
- ② 2%還元となるお店…フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド

(2) 対象となるキャッシュレス決済手段

- ① クレジットカード/デビットカード…VISA、JCB、mastercard 他
- ② 電子マネー（プリペイド）…Suica、PASMO、nanaco、楽天Edy 他
- ③ QRコード…PayPay、LINEPay、楽天Pay、d払い 他

(3) 対象となる店舗の探し方と確認ポイント

対象のお店は、店頭のパスターに加え、地図アプリやウェブから確認できます。

ポイントの還元率や還元対象となるキャッシュレス決済手段はお店によって異なります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。